

服装等に関する規程 (令和7年度 改定)

部	高等部	
	冬期 (10月～5月)	夏期 (6月～9月)
制服 必ず記名	・学校指定ジャケット (ブレザー) < I 型、II 型 > ※ I 型は男子の体形に、II 型は女子の体形に合うように作られている。	
	・学校指定スラックス< I 型、II 型 > ・学校指定スカート-(丈はひざの中央とする)- ※スラックスまたはスカートを選択	・学校指定スラックス< I 型、II 型 > ・学校指定スカート-(丈はひざの中央とする)- ※スラックスまたはスカートを選択 ※スラックス、スカートともに夏用あり
	・白色ワイシャツ (市販品も可) ※生徒の実態に応じて白色ポロシャツ可 ※儀式的行事の際にはワイシャツを着用	・白色ワイシャツ (市販品も可) ※生徒の実態に応じて白色ポロシャツ可 ※儀式的行事の際にはワイシャツを着用
	・学校指定ネクタイ (高等部指定のもの) < I 型、II 型 > ・学校指定リボン (高等部指定のもの) ※ネクタイまたはリボンを選択	・学校指定ネクタイ (高等部指定のもの) < I 型、II 型 > ・学校指定リボン (高等部指定のもの) ※ネクタイまたはリボンを選択 ※通学時に外すことは可とするが、儀式的行事の際には着用
胸章	設定なし	
靴下	・登下校時は白、黒、紺色等で派手でなく、くるぶしが隠れるもの。 ・スカート着用併せてストッキングを着用する場合はベージュ色、タイツの場合は黒色とする。 ※指定以外の靴下を履きたい場合は、体操服に着替えるタイミングで履き替えるようにする。	
ベルト	・黒、茶色等で派手でないもの。白はさける。	
上履き 必ず記名	・バレーシューズ又はランニングシューズ。体育館シューズとは区別する。	
通学靴	・黒色、茶色の革靴又は派手ではないスニーカー、ランニングシューズ。	
コート等の防寒着	・黒、紺、茶、ベージュ色等、派手ではないもの。 ・マフラー、手袋は派手ではないもの。	
セーター、ベスト、カーディガン	・ジャケットの下に着る場合には黒、白、紺、ベージュ色等のVネックタイプ。 ・パーカーやトレーナーは不可。	・ワイシャツの上に着る場合には黒、白、紺、ベージュ色等のVネックタイプ。 ・パーカーやトレーナーは不可。
通学用かばん 必ず記名	・派手ではないリュックタイプ又はショルダーがけタイプ。 ・派手ではない体操服等を入れるサブバック。	
ウィンドブレーカー等	体育の授業や部活動等で着用する場合は、基本的にはフードのないものを着用する。やむを得ずフードのあるものを着用する場合は、事故防止の観点からフードは内側に折り込むこととする。	

※ 登下校時の服装は、インターシップの打ち合わせや進路先との面談をはじめとする、大切な場面での服装を想定しています。特別な日の服装は、毎朝の鏡の前の服装です。

体操服	・学校指定の体操服。 →長袖、長ズボン、ハーフパンツ、半袖シャツ。 ※体操服の左胸(上着)、左前(ズボン)に名字が刺繍される。 ※半袖シャツの代わりに、着替え用として派手ではないワンポイント程度のTシャツ可。 ※冬期の体育の際には、防寒着として市販の派手でないウィンドブレーカー等を着用可。 (ベンチコート、パーカーの着用は不可。)
グラウンド用運動靴	・市販のランニングシューズとし、色は自由。スパイクは禁止。なお、定期的に靴底の溝を確認し、スリップ等による事故の防止に努める。
体育館シューズ	・上履きとは区別し、靴底がノンマーキング加工(鉛色、白色など)されているもの。
作業服	・市販の紺色系作業服。 →上下セパレートタイプとする。 →つなぎタイプやニッカポッカは不可。 →作業用のベルトを着用。(通学用とは別にする) ・その他、作業班や作業内容に応じて必要なものがある場合あり。
作業用長靴	・必要に応じて連絡。
給食用	・配膳用エプロン、三角巾又はバンダナ、マスク、箸、フォーク、スプーン →各自のお盆は給食センターのものを使用する。 ・歯ブラシ、歯磨き粉、コップ
その他	・ハンガー 2本 (各自のロッカーで使用するため)